

電子入札システムの取扱いについて

当機構においては、契約業務の透明性・公平性の確保、利便性の向上（移動コストなどの削減）のため電子入札の積極的な活用を推奨しております。企業の皆様におかれましては、趣旨をご理解頂き、電子入札による積極的な応札にご協力をお願い致します。また、ご不明な点がございましたら、各拠点の契約担当課までお問い合わせください。

1. 電子入札対象範囲について

平成25年7月より全拠点において電子入札を導入し、平成26年1月からは、原則、少額随意契約基準額（*）超の契約案件について、電子入札を実施しています。

2. 業務請負契約における電子入札について

今般、更なる契約業務の透明性・公平性の確保、利便性の向上（移動コストなどの削減）を図るため、平成28年度の契約案件より業務請負契約においても、電子入札を全拠点において実施することとします。

（*）少額随意契約基準額とは以下のとおりである。（国と同じ基準）

- ① 予定価格が250万円を超えない工事又は物件の製造
- ② 予定価格が160万円を超えない財産の買入れ
- ③ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借り入れ
- ④ 予定価格が50万円を超えない財産の売り払い
- ⑤ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件の貸し付け
- ⑥ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの